

農林水産物・食品分野における 2024年問題の振り返り

これまでの取組：農林水産品・食品の物流に関する相談・協力体制



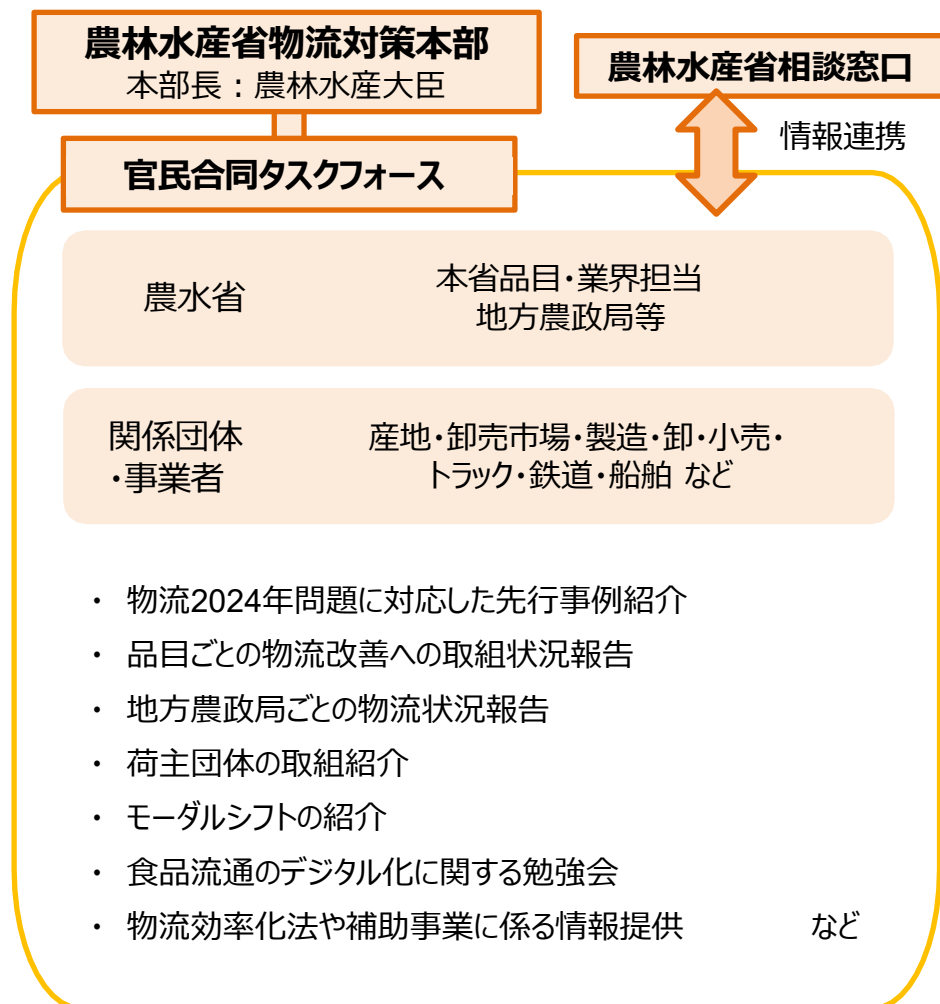
- **官民合同タスクフォース**等を通じて、物流効率化の取組を促進。また、**改正物流法**について、荷主団体との**意見交換・説明会**等を通じて周知、努力義務の取組を確保。

【物流効率化に向けた取組促進】

- 令和5年12月に**農林水産省物流対策本部**を設置。
- 農林水産省各局、各地方農政局、関係団体が参画し、**農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース**を計**6回開催**。
 - ・ 全国各地の農林水産品・食品の**物流問題の相談を受け付け**、TFメンバーが**現地入り活動**を行って具体的な改善策を実施。
 - ・ また、全国各地の先進・優良事例や、物流改善に必要な情報を発信。
- **全ての中央卸売市場**（食肉市場を除く）、主な地方卸売市場と**物流改善に向けた意見交換**を実施。

【物流効率化法等への対応の働きかけ】

- 全中・全農と協力し、**全国のJAが参加**するオンライン説明会を実施。（全都道府県から600名以上参加）
- **業界団体・企業**ごとの意見交換を**50回以上実施**。



2024年度は、積載効率の向上が進む一方、荷待ち・荷役時間は横ばい



【第1回 総合物流施策大綱検討会（令和7年5月8日）資料より】

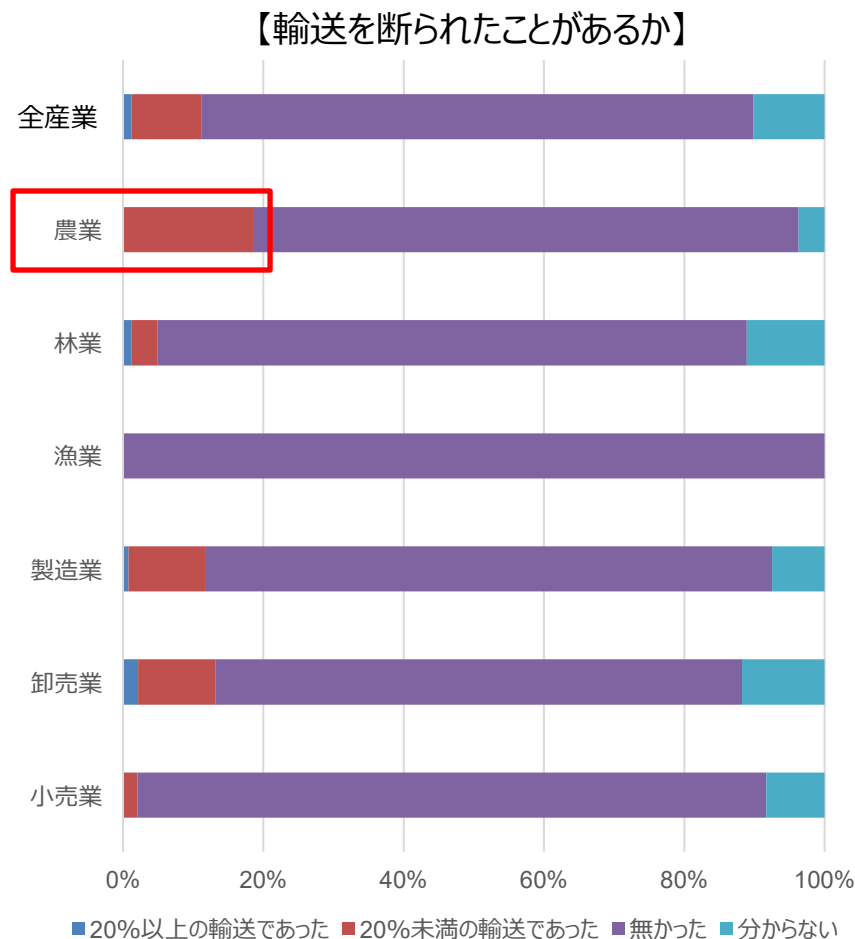
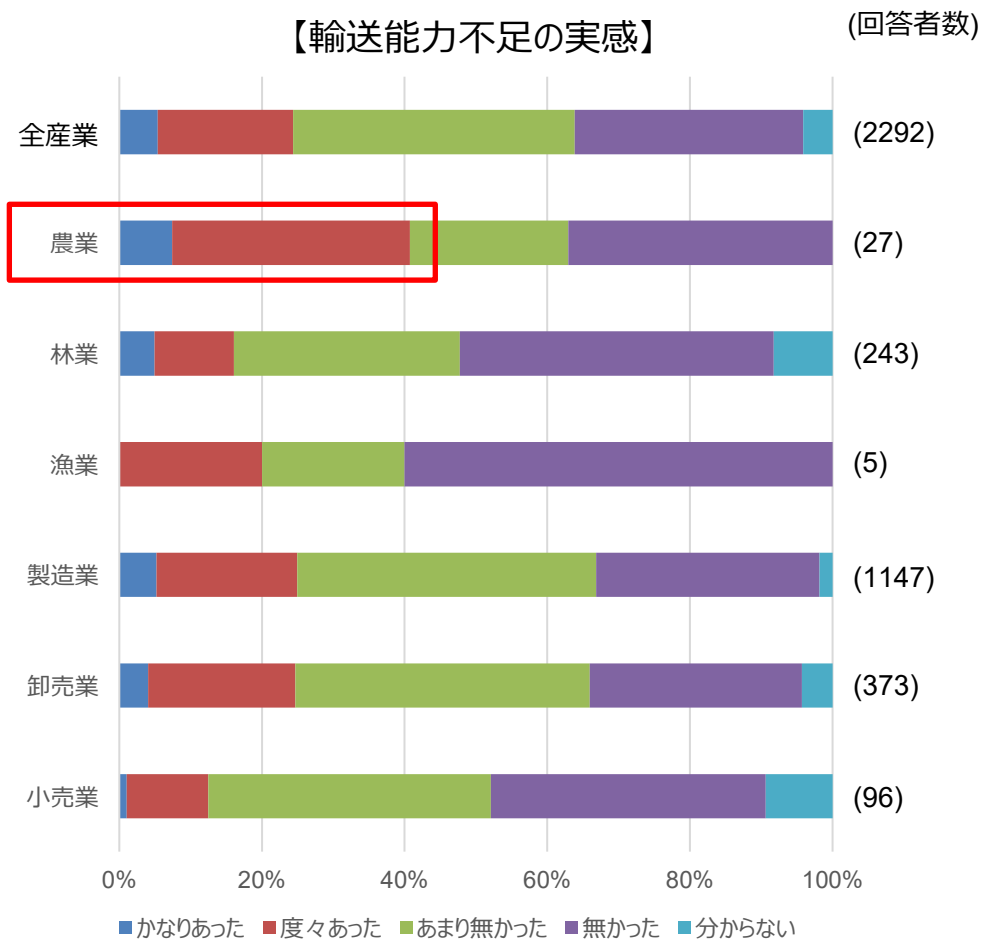
○ 物流の「2024年問題」については、2023年6月に関係閣僚会議で決定された「政策パッケージ」に基づく官民での取組の成果等により、2025年度に入ってから**物流の機能を維持できている**。

	2024年度			2030年度
	試算※	実績	施策による効果等の考え方	試算
必要輸送力	100	100		100
施策なしケース	▲14	▲14		▲34
施策による効果等	+14.5	+13.6		+34.6
うち荷待ち・荷役の削減	+4.5	+0.0	2020年から2024年にかけて、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間は約3時間のまま横ばい。	+7.5
積載効率向上	+6.3	+8.6	2024年4月から11月までの輸送トン／能力トン扣を合計した積載効率（輸送トン扣／能力トン扣）41.3%を反映。	+15.7
モーダルシフト	+0.7	+1.3	2022年度の鉄道の輸送量（165億トン扣）と内航海運の貨物輸送量（388億トン扣）の合計値（553億トン扣）を反映。	+6.4
再配達削減	+3.0	+0.9	2024年10月時点の再配達率10.2%を反映。	+3.0
その他の取組 （トラック輸送力拡大等）		+1.4	2024年度の試算に織り込んでいなかった高速道路のトラック速度規制の引上げによる効果を反映。	+2.0
貨物輸送量の変化等		+1.4	2019年から2023年にかけての営業用トラックの貨物輸送量の変化（2019年：28.4億トン、2023年：25.1億トン）等を反映。	

※NX総研試算

農業分野の荷主は輸送能力不足の実感が顕著

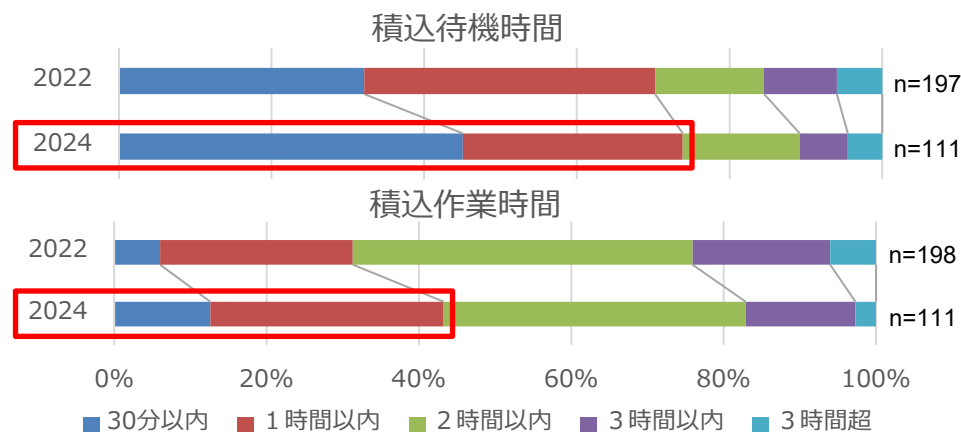
- 回答者数は限られるが、2025年1月の輸送状況について、**農業分野の荷主**において、**輸送能力不足を実感した場面が「かなりあった」「度々あった」という回答は約4割**を占め、全産業平均より高い。
- **輸送を断られたことがあった**という回答が、**全産業総計で約1割**を占め、引き続き物流効率化の取組が必要。



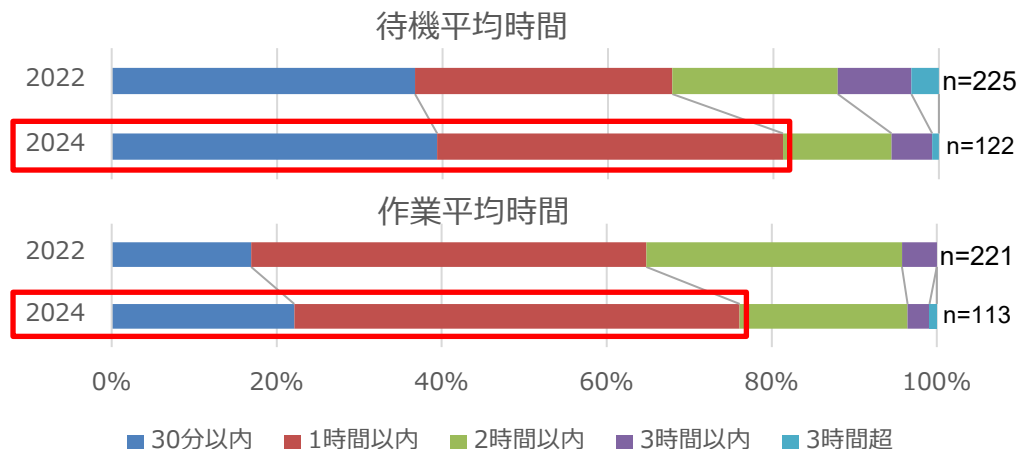
産地・卸売市場の荷待ち時間等は改善傾向、パレット化は道半ば

- 青果物を扱うトラックドライバー向けアンケートでは、**2024年は2022年比で、産地における積込待機・作業時間、卸売市場における待機・作業時間、いずれも1時間以内が増加。**
- 同アンケートでは、**パレット積みの割合はほぼ変わらない**との結果。回答者の**7割以上が、荷主に求めることとしてパレット化を選択。**

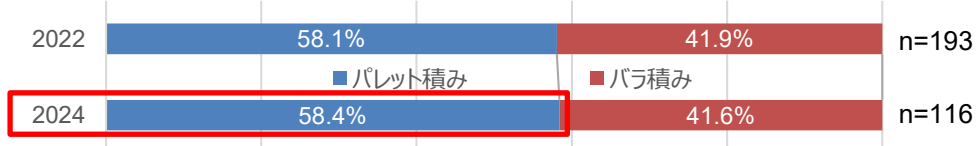
【産地における待機・作業時間】



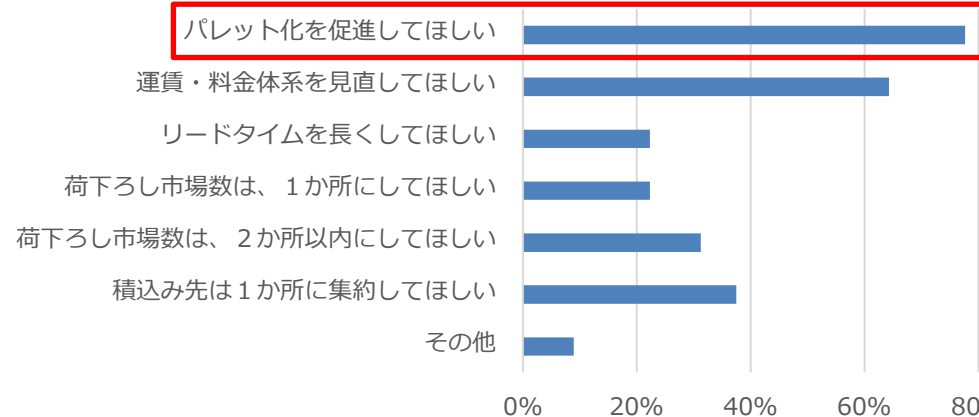
【卸売市場における待機・作業時間】



【パレット積みとバラ積みの割合】



【発荷主への要望】



トラック事業者への調査で違反原因行為※は減少傾向だが、食品分野の割合が高い

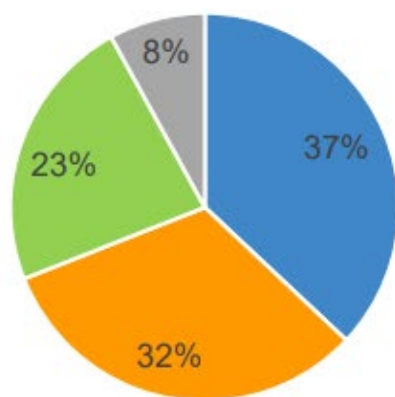
○ 2024年9～10月にかけて、全トラック事業者を対象にした調査結果は、以下のとおり。

- ・ 調査対象事業者数：62,848者（R5：63,251者）
- ・ 回答数：24,159件（R5：23,840件） ※同一事業者からの複数回答を含む。

うち、違反原因行為があったと回答した件数：3,308件（R5：4,441件）

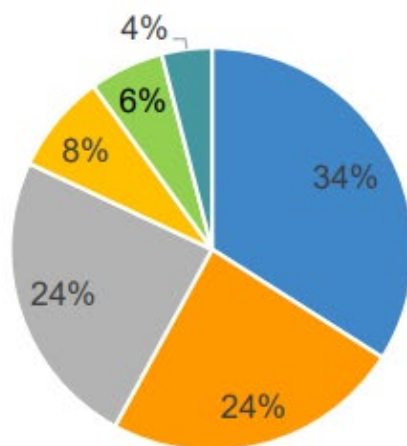
- ・ 昨年調査に比べて、すべての違反原因行為において件数が減少したが、昨年同様に輸送品目別では、「食品」の割合が一番高くなっている。

違反原因行為を行っている疑いのある荷主の分類



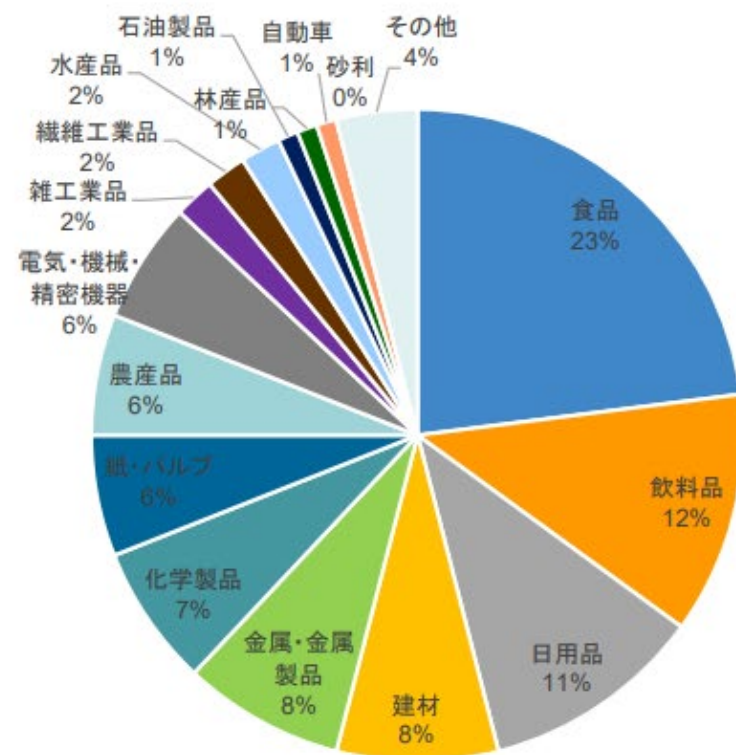
- 発荷主（元請運送事業者は含まない）
- 元請運送事業者（利用運送事業者含む）
- 着荷主
- その他（倉庫事業者等）

違反原因行為の割合



- 長時間の荷待ち
- 運賃・料金の不当な据置き
- 契約にない附帯業務
- 異常気象時の運行指示
- 無理な運送依頼
- 過積載運行の要求

違反原因行為ありの回答における輸送物品（複数回答）



物流事業者との取引の公正化に関する注意喚起は、協同組合・食品産業で多い

- 公正取引委員会では、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づく物流特殊指定を告示し、「荷主と物流事業者との取引に関する調査」を継続的に実施。
- 2024年度における調査結果を踏まえ、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった**荷主646社に対して注意喚起文書を送付**。最も送付が多かった業種は「**協同組合※**」。

※主に農産物、林産物及び水産物の販売事業等を営む協同組合

【注意喚起文書を送付した荷主の業種別内訳】

業種名	荷主数	割合
製造業 (大分類)	303名	46.9%
食料品製造業	49名	7.6%
化学工業	39名	6.0%
金属製品製造業	24名	3.7%
プラスチック製品製造業	22名	3.4%
鉄鋼業	20名	3.1%
その他	149名	23.1%
卸売業、 小売業 (大分類)	216名	33.4%
飲食料品卸売業	66名	10.2%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53名	8.2%
その他の卸売業	39名	6.0%
機械器具卸売業	31名	4.8%
その他	27名	4.2%
その他	127名	19.7%
協同組合	70名	10.8%
その他	57名	8.8%
合計	646名	100%

【注意喚起文書を送付した荷主の行為類型別内訳】

行為類型	件数 (注1)	割合
不当な給付内容の変更及びやり直し (注2)	399 件	53.4%
(うち、荷待ちに関するもの)	(372 件)	(49.8%)
代金の支払遅延	118 件	15.8%
買ったたき	96 件	12.9%
不当な経済上の利益の提供要請	59 件	7.9%
代金の減額	44 件	5.9%
割引困難手形の交付	25 件	3.3%
その他	6 件	0.8%
合計	747 件	100%

(注1) 複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は左表の荷主数646名とは一致しない。

(注2) 同一回答者が、荷待ちとともに、荷待ち以外の不当な給付内容（積載数量、発着地、集貨日等）の変更及びやり直しに該当しているものがある。

出典：公正取引委員会プレスリリース資料（令和7年6月24日）

独占禁止法上の問題につながるおそれのある主な事例



【農林水産省所管分野の荷主に対する注意喚起案件事例として公表されているもの】

○ 不当な給付内容の変更及びやり直し

- ・ 荷主は、物流事業者に対し、定期便として発注した運送業務を集配送当日にキャンセルしたが、そのような突然のキャンセルに伴い物流事業者が負担した車両の手配に要した費用を支払わなかった。（R6年度・飲食料品卸売業）
- ・ 荷主は、物流事業者に対し、自組合の選果場から自組合の小売店舗までの農作物の運送を委託しているところ、当該物流事業者との間であらかじめ取り決めていた出発時間について、選果場における突然の設備故障のため一方的に遅らせる変更をしたが、その変更に伴い物流事業者が負担した追加費用（待機中の運転手の人件費等）を支払わなかった。（R6年度・協同組合）

○ 買ったたき

- ・ 荷主は、物流事業者に対し、自社工場から自社が運営する飲食店舗までの食材等の運送を委託しているところ、労務費等のコスト上昇局面にあることを認識しながら、物流事業者から、運賃の引上げを要請されなかったため、労務費等のコスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく運賃を据え置いた。（R6年度・飲食店）
- ・ 荷主は、農産物の運送を委託するに際し、物流事業者がコスト上昇分について運賃の引上げを求めたにもかかわらず、自己の予算を理由に、協議することなく一方的に運賃を据え置いた。（R4年度・協同組合）

取引の相手方から運賃等の見直しの交渉を求められた場合は、**協議**を行っていただき、**受け入れない場合はその理由を書面、電子メール等で回答**して説明する必要がある。

物流問題への対応の概要（荷主に対する規制的措施関係）

物流効率化法（物資の流通の効率化に関する法律）

- （１）全ての荷主に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮の努力義務がかかります。

※令和 7 年 4 月 1 日施行

- （２）一定規模以上（年間取扱貨物重量 9 万 t 以上）の荷主に対して、①届出、②中長期計画の提出、③物流統括管理者の選任・届出、④定期報告の提出が義務付けられます。

※令和 8 年 4 月 1 日施行

※貨物自動車運送事業者、倉庫業者等にも同様の措置

貨物自動車運送事業法

- （１）荷主と貨物事業者運送事業者の間の運送契約は、書面で相互交付する必要があります。※令和 7 年 4 月 1 日施行

- （２）無許可事業者（いわゆる白トラック）を利用した荷主には、100 万円以下の罰金が課されます。

※改正公布（令和 7 年 6 月 11 日）から 1 年以内施行

- （３）トラック事業者は、国土交通大臣が告示する適正原価を継続的に下回る運賃でサービス提供することが禁止されます。※改正公布（令和 7 年 6 月 11 日）から 3 年以内施行

※トラック・物流 G メンが荷主へも指導。

取適法（改正下請法：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）

- （１）規制対象に発荷主から運送事業者への運送委託の一部が追加されます。

- （２）禁止行為に協議に応じない一方的な代金額の決定が追加されます。

※令和 8 年 1 月 1 日施行

➡ 荷主において必要な対応

◎ 運送契約の見直し

運賃（運送の対価）と料金（附帯作業等の対価）は分けて設定する必要があります。また、荷待ち時間にも料金が発生します。

◎ 物流の効率化

物流効率化法に即し、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮に努めてください。くわえて、トラックドライバーの労働時間規制を遵守するため、モーダルシフトや中継輸送も検討ください。

流通合理化や価格形成を推進する制度

食料システム法（食品等の持続的な供給の実現に向けた食品等事業者の事業活動の推進及び取引の適正化に関する法律）

- （１）食品等事業者（食品製造・卸売・小売業者、外食業者等）が行う、流通の合理化など、食品等の持続的な供給を実現するための事業活動に対し、金融・税制等の支援措置を講じます。

※令和 7 年 10 月 1 日施行

- （２）農林漁業者・飲食料品等事業者に対し、飲食料品等の取引における 2 つの努力義務を課します。 ※令和 8 年 4 月 1 日施行

① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出があった場合、誠実に協議

② 取引の相手方から商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力

次期「総合物流施策大綱」の策定に向けた有識者検討会の開催

- 本年3月の関係閣僚会議における総理指示を踏まえ、**次期「総合物流施策大綱」の策定**のため、**国土交通省・経済産業省・農林水産省の3省合同の有識者検討会**をこれまでに6回開催。

■ 検討に当たって考えられる主な視点

【2030年度に想定される輸送力不足への対応】

- ・現行の政府計画の達成状況、施策効果等を踏まえた物流革新の新機軸の検討
- ・足元の経済動向や物流需要の変化等を反映した輸送力見通しの再検証

【国際競争力の強化】

- ・アジア諸国等の成長市場の物流需要を取り込むためのサプライチェーンの基盤強化

【災害等の有事への備え】

- ・緊急時の物資輸送ニーズに即応するための強靱な物流の構築・確保

■ 検討スケジュール

- ・月1回程度のペースで有識者検討会を開催し、年内を目途に有識者検討会の提言を取りまとめる予定
- ・その後、有識者検討会の提言を基に、政府として、次期「総合物流施策大綱」を閣議決定予定

【開催状況】

令和7年5月8日	第1回目	令和7年7月28日	第4回目
令和7年6月13日	第2回目	令和7年8月21日	第5回目
令和7年7月10日	第3回目	令和7年9月19日	第6回目

■ 有識者検討会の構成員（◎：座長、○：座長代理）

大串 葉子	同志社大学大学院 教授
奥田 敏晴	城陽市長
奥山 理志	いすゞ自動車株式会社 経営業務部門SVP（Senior Vice-President）SVP 渉外担当役員
小野塚 征志	株式会社 ローランド・ベルガー パートナー
河田 守弘	一般社団法人 日本物流団体連合会理事長
神林 幸宏	全国農業協同組合連合会 常務理事
木藤 祐一郎	日本航空株式会社 執行役員貨物郵便本部長
栗林 宏吉	栗林商船株式会社 代表取締役社長
慶島 譲治	全日本交通運輸産業労働組合協議会 事務局長
河野 康子	一般社団法人 日本消費者協会 理事
小菅 泰治	ヤマト運輸株式会社 取締役会長
澤江 潔	一般社団法人経済団体連合会 ロジスティクス委員会企画部会長
首藤 若菜	立教大学経済学部 教授
白石 豊	三菱食品株式会社 執行役員ロジスティクス本部長
杉山 千尋	日本通運株式会社 代表取締役副社長
鈴木 又右衛門	大成倉庫株式会社 代表取締役社長
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
月野 美帆子	読売新聞東京本社編集局 デザイン部長
西成 活裕	東京大学大学院工学系研究科 教授
◎根本 敏則	敬愛大学 特任教授
服部 充宏	アスクル株式会社 取締役兼ロジスティクス本部配送ネットワーク統括部長
二村 真理子	東京女子大学現代教養学部 教授
○兵藤 哲朗	東京海洋大学流通情報工学科 教授
北條 英	公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 理事・JILS総合研究所 所長
堀 陽介	株式会社 R&Cながの青果 代表取締役社長
馬渡 雅敏	松浦通運株式会社 代表取締役社長
味水 佑毅	流通経済大学流通情報学部 教授
三宅 美樹	有限責任あずさ監査法人 テクニカル・ディレクター
森 信介	花王株式会社 執行役員SCM部門ロジスティクスセンター長
山本 浩喜	イオングローバルSCM株式会社 代表取締役社長
若林 亜理砂	駒澤大学法科大学院 教授

※物流関係の関係省庁・部局もオブザーバーとして参加。